

就学奨励費について

1. 目的

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づき、特別支援学校に就学している幼児、児童及び生徒の保護者等の経済的負担を軽減し、就学を奨励するために、負担能力の程度に応じて、就学に必要な経費のいくつかについて、国と県が負担するものです。

2. 支給区分

世帯の収入状況、世帯員数等により次の三段階に区分されます。

一段階	所得比率が1.5未満の世帯又は生活保護世帯	全額支給
二段階	所得比率が1.5以上2.5未満の世帯	半額支給
三段階	所得比率が2.5以上の世帯	支給なし

※所得比率とは収入額を需要額で除したものです。

ただし、次のものは、段階に関係なく全額支給となります。

- (1) 教科用図書購入費（高等部のみ）
- (2) 通学費・帰省費（高等部は除く）

3. 支給方法

支給は、銀行口座振込で、4月分から翌年3月分までを11回（8月分を除く）に分割して、又は学期毎に分割して行います。

給食費、教科書代、行事バス代等、業者へ直接納付する場合があります。

4. 個人情報の保護

就学奨励費の支給のために提出していただいた個人情報は、その目的のためにのみ利用します。